



知っておこう! 三種類の基礎年金

老齢基礎年金

受給要件

- 国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある方は、65歳になったときから受けることができます。
- ※ 第2号、第3号被保険者の期間も含まれます。
 - ※ 免除を受けた期間や任意加入とされていた期間に任意加入しなかった期間なども対象期間に含まれます。



計算式

$$\text{老齢基礎年金額 (令和4年度)} = 777,800 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4}{8} + \frac{4 \text{分の} 1 \text{納付月数} \times 5}{8} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6}{8} + \frac{4 \text{分の} 3 \text{納付月数} \times 7}{8}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{月}}$$

希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る繰り上げ請求や、66歳から75歳までの間に増額された年金を受け取る繰り下げ請求をすることもできますが、繰り上げ請求すると65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やケガで障がい者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので留意してください。なお、減額や増額された受給率は生涯変わりません。

障害基礎年金

受給要件

- ・ 初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において被保険者であること。
- ・ 障がいの状態が障害認定日に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- ・ 初診日の含まれる月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、初診日において65歳未満の場合は、初診日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）



20歳前に初診日がある場合

20歳に達したとき、障害等級表の1級または2級に該当する方は障害基礎年金を受けられますが、本人の所得に応じた支給制限があります。

障害基礎年金額 (令和4年度)	1級	972,250円
	2級	777,800円

- ※ 生計維持されている子（18歳に達した年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子）があるときは、加算されます。

遺族基礎年金

受給要件

次の1から4のいずれかに該当する人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。

- 1 被保険者であること。
- 2 被保険者であった人で、国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
- 3 老齢基礎年金受給者であること。
- 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。

※ 1および2については、死亡日の前日において公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、死亡日において65歳未満の場合は、死亡日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）

※ 3および4については、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて25年以上あること。

遺族基礎年金額 (令和4年度)	配偶者と子1人	1,001,600円
	子1人のみ	777,800円

- ※ 子の数によって加算があります。



その他の給付

寡婦年金

死亡日の前日において、第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、妻が60歳から65歳になるまでの間に支給されます。

死亡一時金

死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数(3/4納付月数は3/4月、半額納付月数は1/2月、1/4納付月数は1/4月として計算)が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡し、その方によって生計を同じくしていた遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812